

2 自然環境の保全・回復の方針

～緑や水の自然環境を保全・回復していくために～

1. 現況と課題

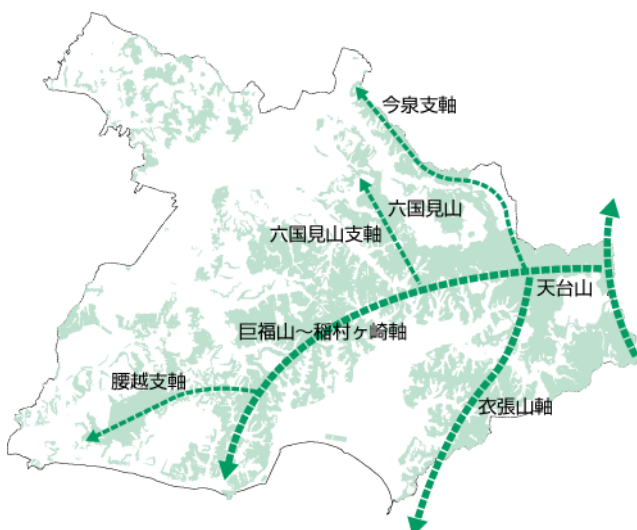
1) 自然環境の現況と特性

(1) 地形特性

本市においては、滑川沿いと柏尾川沿いに広がる低地を取り巻くように標高 50～150m 程度の丘陵性の地形が連なっています。

主な地形的特徴としては、①谷戸と呼ばれる入り組んだ地形、②2つの骨格的な尾根線（衣張山軸、巨福山～稲村ヶ崎軸）、③骨格的な尾根線から派生する尾根線（大船方面に向かう軸、腰越方面に向かう軸）があげられます。

図 主な尾根線



(2) 緑の分布及び推移

①緑地の分布及び推移

本市においてはかつて、滑川沿い及び柏尾川沿いと柏尾川支流の小河川沿い（砂押川、小袋谷川、新川）の低地を取り囲むような形で樹林地が連担していました。

しかし、これらの樹林地は、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代前半にかけての大規模開発等により急激に減少しました。その後も小規模な開発等により徐々に減少しています。

緑地面積は 1,679ha（平成 22 年度都市計画基礎調査での自然的土地利用及びオープンスペースの

合計）で市域面積の約 43%を占めています。また、緑地面積の約 70%は丘陵地に広がる樹林地となっています。

樹林地のほとんどはクスギ、コナラ等の二次林とスギ、ヒノキ等の植林地となっており、自然植生では、建長寺、鶴岡八幡宮、妙法寺、安国論寺、長勝寺等の背後の丘陵地の一部にヤブコウジ・スダジイ群集、イノデ・タブノキ群集などが見られます。その他、イロハモミジ・ケヤキ群集（天台山、十二所）、マサキ・トベラ群集（海岸部）、イソグク・ハチジョウススキ群集（海岸断崖地）なども見られます。

関谷地区には、まとまった農地が見られます。また、市内各地に小規模な農地が点在しています。

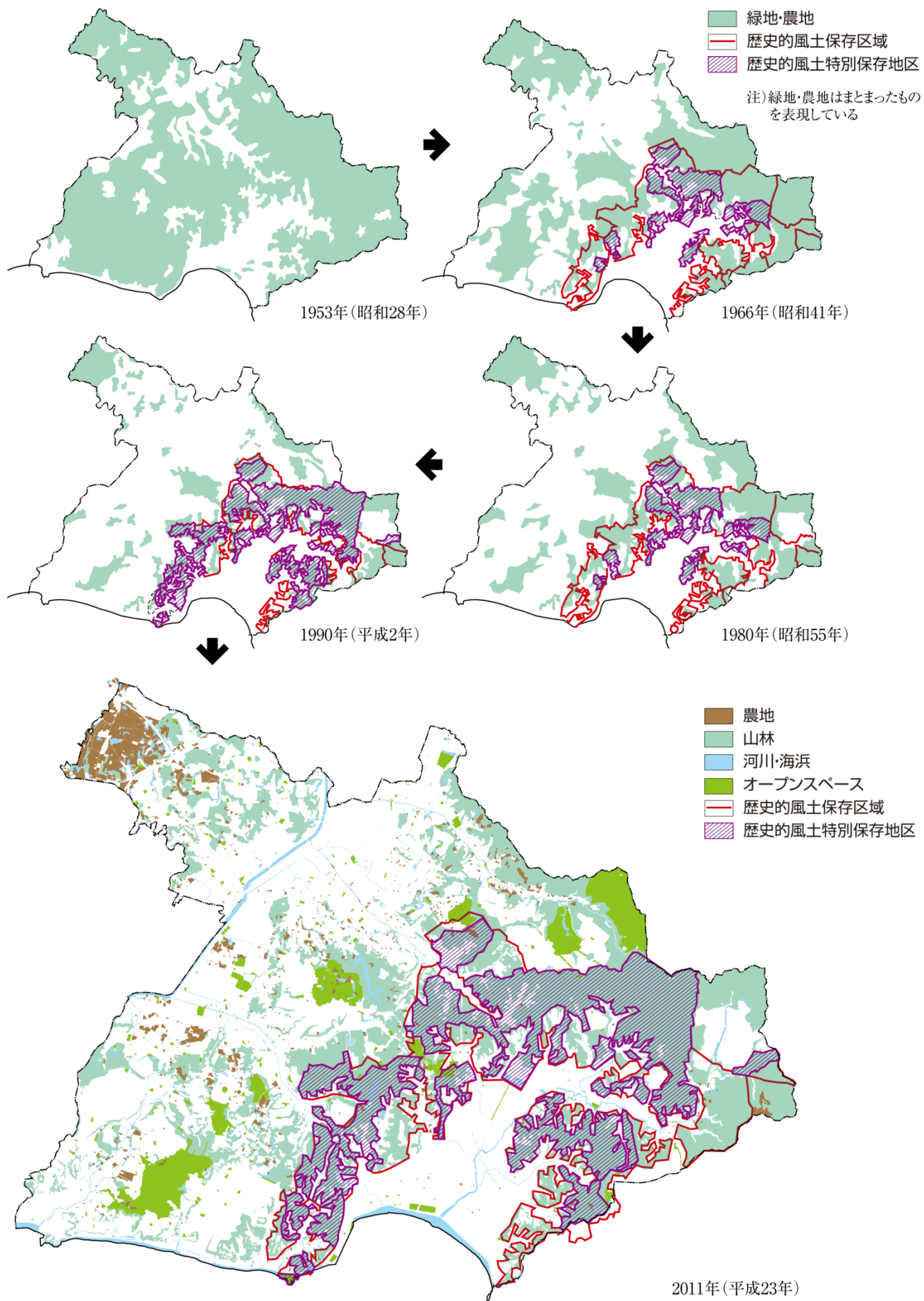
②市街地の緑の状況

谷戸や鎌倉地域の既成市街地においては、緑豊かな住宅地が形成されていますが、敷地の細分化等による緑の減少が見られます。また、大船地域、深沢地域、腰越地域の一部では、敷地規模の関係等から緑の少ない住宅地が見られます。

公共施設においても、一部敷地規模の関係等から緑の少ない施設があります。

鎌倉駅、大船駅周辺の商業系市街地では、緑化空間の確保が困難であり、緑視効果の高い緑は多く見られません。

図 緑の減少と歴史的風土保存区域の拡大



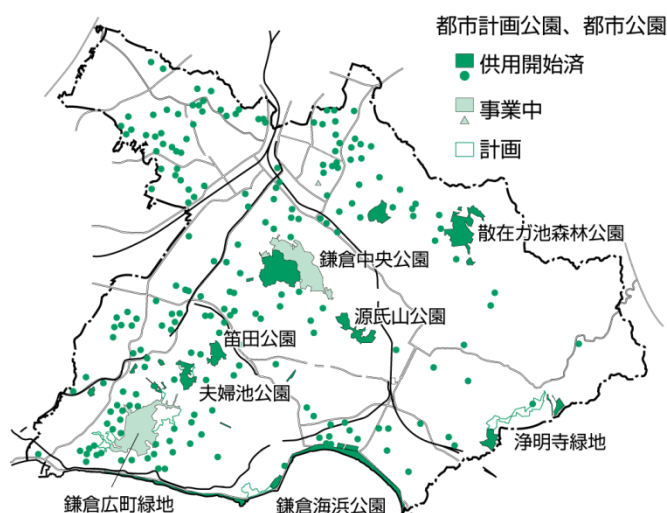
③公園等の整備状況

都市公園は平成 25 年 3 月 31 日現在で、市内 243 箇所、合計面積 99.8ha が整備されており、市民一人当たりの公園面積は 5.6 m²となっています。

主な公園としては、鎌倉海浜公園、笛田公園、源氏山公園、鎌倉中央公園、散在ガ池森林公園などがあります。

また、市へ移管された開発緑地(95 箇所、53.9ha、平成 25 年 3 月 31 日現在)の一部が、緑地として供用開始されています。

図 都市計画公園、都市公園の整備状況



[資料]平成 22 年度都市計画基礎調査

④鎌倉市の緑の特徴

本市の緑は、日本を代表する古都の歴史的遺産と一体となって存在するという大きな特徴を有しています。さらに、その位置や形態、資源、所有形態等から以下の 6 つの特徴があげられます。

- ・古都の歴史的風土を構成する緑
- ・広域的な緑のネットワークを構成する緑
- ・流域の生態系をつくる緑
- ・市民等に身近な緑
- ・美しい都市景観をつくる緑
- ・多面性に富んだ緑

(3) 生物生息の状況

市街地に隣接する樹林地において、貴重種を含む哺乳類 10 種、爬虫・両性類 15 種、鳥類 65 種、昆虫類 971 種、魚類 7 種と 587 種の植物種が確認

されています。また、砂浜と潮間帯でも多くの海生生物が見られます。

一方で、外来種や都市型動物の増加、動物の個体数の減少が見られるなど、生態系への影響が懸念されています。

(4) 水の状態

本市の主な河川として、二級河川である柏尾川、滑川、神戸川の 3 つの河川があげられます。

水系からみると、本市は概ね 3 つの水系に区分されます。その他 4 つの準用河川(神戸川(二級河川の部分を除く)、砂押川、小袋谷川、新川)と幾つかの小さな川があります。

また、相模湾に接している本市は、材木座から腰越まで約 7km にわたって海浜が続いています。

2) 自然環境の課題

(1) 鎌倉らしさを作る丘陵の緑地の保全・管理

鎌倉独自の地形的な構造である市街地を取り囲む丘陵地の緑の保全が求められています。骨格的な緑の保全は進展していますが、引き続き、緑地の確保を図ることが必要です。

一方で、荒廃が進む樹林地も見られ、防災性、景観形成、環境負荷調整、生物多様性等に配慮した樹林地の質の充実等の課題もあります。

①市街化調整区域内の緑地

ア. 歴史的風土特別保存地区指定地内の緑地(古都保存法第 6 条)

建築物の新築や宅地造成等の行為が規制されているため、緑地は保全されますが、土砂崩壊防止施設の景観上の問題があります。また、買入れ資金不足や指定規模拡大に伴う山林管理の財政的問題もあります。

イ. 歴史的風土保存区域指定地内の緑地(古都保存法第 4 条)

木竹の伐採等の行為が届出制となっているため、緑地保全上の問題があります。なお、歴史的風土特別保存地区への格上げに際しては、買入れ請求に対する資金的な問題が予想されます。

ウ. 歴史的風土保存区域以外の市街化調整区域内の緑地

一部、近郊緑地保全区域に指定され、木竹の伐採等の行為が届出制となっています。その内にある、近郊緑地特別保全地区については、木竹の伐採等の行為が許可制となっています。

②市街化区域内の緑地

緑地の開発（地権者意向）と保全の問題があります。

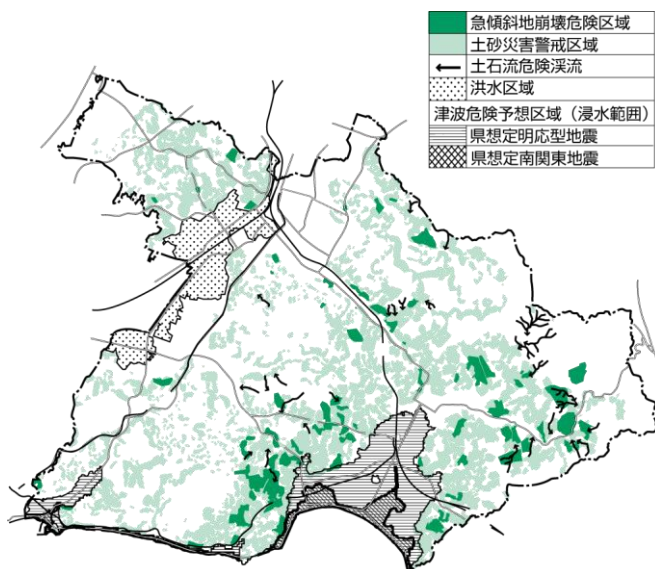
本市では、これまで法制度等の適用や買収等を進めてきましたが、今後さらに買収を進めていくため、また、保全をしていくためには財源確保の問題があり、保全へ向けたさまざまな対策が課題となっています。

(2) 地震災害等に備えた緑・オープンスペースの体系的保全、整備

本市は、山林と住宅地が近接しているところが多く、がけ崩れによる災害も発生しており、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所も多く見られます。このため、土砂災害の防止につながる緑の保全が求められています。

さらには、延焼防止や避難路・避難地の役割を果たす樹林地、公園、農地などの緑・オープンスペースの保全、整備とそのネットワーク化を図ることが今後必要です。

図 土砂崩壊や津波、水害の発生危険区域



(3) 豊かな緑と多様性に富んだ特色ある都市景観の維持・育成

景観構造や地域の特性に応じた、緑のある市街地景観の質の向上や、都市の活性化につながる緑の創出が必要です。また、本市の都市景観を特色づける丘陵の樹林地の他、海浜及び海岸沿いの斜面緑地、歴史的遺産と一体となった緑、住宅地の緑などの保全・創出も必要です。

(4) 身近な緑の減少への対応

市街地の緑の変化、特に敷地の細分化による緑の減少などが進行しているため、住宅地での緑の維持・創出と公共施設用地や工業系市街地、商業系市街地等での緑化の一層の推進が求められています。

(5) 都市の成熟化に対応した憩いの場や活動の場づくり

本市のもつ多様なレクリエーション資源の有効活用や、新たな鎌倉の魅力を高めるレクリエーションの場づくりなど、年齢構成の変化や多様なニーズに応じたレクリエーション活動の場の整備・充実が求められています。

このため、豊かな自然とふれあえる場の整備・充実や既存の街区公園の再整備などが必要です。

(6) 自然生態系に配慮した環境の保全

動植物の自然生態系及び生物多様性を保全し、回復を図るために、丘陵地の緑や谷戸の環境、谷戸から海につながる河川環境の保全が求められています。

(7) 環境負荷を和らげる緑の保全・創出

今日、地球温暖化対策に代表される低炭素都市づくりは世界共通の課題となっており、都市の中での良質で豊かな緑の配置が社会的要請として求められています。

2. 考え方

1)都市の固有性(鎌倉らしさ)をいかす緑の保全・創出

本市は「古都」、「文化都市」、「緑豊かな住宅都市」、「魅力ある海浜を持つ都市」、「歴史的観光都市」等のさまざまな性格を有している都市です。これらの性格や都市イメージの形成に強く結びついた緑が、鎌倉らしさを作る資源となっています。また、特に市街地を囲み連なる緑の丘陵は、往時、天然の地形を利用した要害として、一部に切岸や切り通しなどがつくられ、防御的な都市を形成する基盤となりました。その固有の形態は、今も色濃く残されています。

このため、これらの固有な都市イメージと結びつけた緑の保全・創出を図ります。

図 城塞都市「鎌倉城」の構造



2)自然環境との共生を目指した都市構造の形成

(1)市街地を取り囲み、適正規模に分節する鎌倉独自の緑地構造の保全と拡大

本市の都市骨格を形成する緑地を保全し、緑により囲まれ、分節化された市街地構造の維持、形成を図ります。

市街地の背景に緑がある鎌倉らしい景観を保全すると共に、緑を延焼防止帯として、市街地の安全性を確保します。

これらの緑地構造と連携させながら、市街地内の道路整備や都市整備などを通じた新たな緑地の

創出を図り、緑に囲まれた市街地構造の一層の明確化を図ります。

(2)多様な生物が住める山、川、海が一体となった独自の自然環境の保全と回復

本市の骨格的な緑地は、周辺市の緑地と連携し、生物にとって重要な生息地となっています。また、河川や海なども本市の重要な自然要素となっています。

このため、これらの山、川、海が一体となった重要な生物生息環境の保全及び自然生態系の維持と回復に努めます。

(3)独自の自然環境との共生

多様な植物や小動物にふれあえるなど豊かな都市環境の形成を図るため、自然環境の保全と創出により生物の多様性の確保とその回復を図ります。

3)うるおいがあり快適で、身近に自然とふれあえる豊かな生活環境の保全と創出

(1)身近な生活環境の中での緑の保全と創出

緑の多い良好な住宅市街地環境の一層の保全を図ります。また、その他市街地での身近な緑の保全と都市整備と併せた緑の創出を積極的に進め、市街地内での都市環境の一層の向上を図ります。

(2)人々が自然とふれあい、楽しむことのできる場の保全と創出

山、川、海の自然環境や歴史的遺産と結びつけた本市特有の条件を持つ緑地を大切にし、これらの自然とふれあい、自然を理解し、自然生態系の保全に配慮しながら誰もが楽しむことのできる場や機会の創出を図ります。

4)都市の活力を高める緑の整備

人口減少や高齢化が進む中、豊かな緑と調和した質の高い生活環境を維持する一方で、都市の活性化や定住の促進などにも積極的に対応していく必要があります。前述の通り、本市の緑の存在意義は、独自の良好なイメージの形成と密接に結びついています。つまり、本市にとっては緑がある

ことが、まちのイメージや魅力を高め、ひいては人々を呼び込む要因となっており、都市の活性化へつながる付加価値の高い存在であると言えます。このため、都市の活力を高める緑の保全、整備、充実を図ります。

5)緑地の質の充実

緑の保全は市の重要施策の一つですが、今後の緑地の確保に際しては、確保した緑地の質を向上させるという視点にも立ち、計画的な取り組みを進めます。

「鎌倉市緑の基本計画」（平成 23 年 9 月）に基づき、多様な主体の協働により、多面的な機能を有する質の高い緑の資源を保全・整備・創造し、管理・運営していきます。

3. 具体的な方針

1)独自の地形をいかした骨格的な緑地構造の保全

(1)歴史的遺産と一体となった緑地の保全

天然の要害として鎌倉中心部を取り囲む緑地や周辺の歴史的遺産（史跡や寺社、古道）と一体となった緑地の保全を図るため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について県に要請します。また、歴史的遺産や景観の一体的な保全を図るため、隣接する市に協力を求めています。

(2)その他の都市を囲む骨格を造る緑地の保全

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定など、各種法規制の適用及び買入れや市独自の保全制度の適用等、さまざまな手法の活用及び検討による保全に努めます。

また、自然的公園の整備による骨格的な緑地構造の保全を図ります。

2)骨格的な緑地構造と連結する河川軸や海岸線、幹線道路をいかした緑のネットワークの創出

河川、海岸、道路などでは、公共事業実施の際

に既存樹木保全・緑化推進を行います。また、既存の公共施設用地における緑化の充実、地区の街路樹の充実を図ります。また、国・県の所管施設での協力を要請していきます。

(1)河川沿いの緑化による市街地内の緑の軸(ネットワーク)の形成

滑川、柏尾川及びその支流、神戸川沿いでの自然生態系に配慮した河川沿いの緑化などの環境の保全と整備を図ります。

本市の自然環境の特徴の一つである、谷戸地形が作り出す小流域（雨水の集水域の基礎単位）単位の小さな流れや、樹林・住宅地の植栽地などが、支流流域や水系を作る都市環境を支える緑と結びつけた、緑のネットワークの形成を進めます。

(2)海沿いの緑化による緑の軸(ネットワーク)の形成

海浜部の自然環境の保全と国道 134 号の機能強化と併せた海岸沿いの緑の並木道等の整備を図ります。また、沿道の駐車場等の民有地への緑化の協力要請を進めます。

海岸沿いは、防災・減災について広域的視野から、隣接市との協議・調整を図りながら、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策と一体となって調和する、良好な緑の軸として整備を進めます。

(3)幹線道路沿いの緑化による市街地内の緑の軸(ネットワーク)の形成

幹線道路沿いでの緑化を図ります。

3)身近な緑や自然とのふれあいの場の保全・管理・創出

(1)身近な緑の保全・管理

市街地に内に断続的に分布し、法的に担保措置がとられていない比較的小規模な緑地について、緑地保全に係る法制度の活用や市独自の保全制度の適用、市民が主体となる地区まちづくり計画と連携した取り組みなどにより、適切な保全を図ります。

また、緑豊かな良好なイメージを形成している

住宅地の宅地内樹木（高木）の保全を図ります。

保全された身近な緑地の適正管理を行うために、市、地域住民、NPO・ボランティア等で連携を図ります。

(2) 身近な緑の創出、拡大

市域面積の約6割を占める市街地（住居系・商業系・工業系用地、駐車場等）において、民有地緑化の一層の推進を図るために、都市緑地法に基づく緑化地域の指定等に取り組みます。

また、良好な生け垣の創出や建物の屋上やベランダ等の緑化を推進します。

公共施設用地においても、緑化の強化及び街区公園、近隣公園等の整備により、身近な緑の拡大と地域住民のニーズに対応できる緑地の創出に努めます。

(3) 独自の自然環境とのふれあいの場の創出

鎌倉広町緑地、（仮称）山崎・台峯緑地などの自然的公園の整備を進めると共に、河川沿いや海岸沿いプロムナードの整備、ハイキングコースの整備、拡大による鎌倉独自の自然環境とのふれあいの場の創出を図ります。

その他、所有者の協力のもとに、山林や農地を活用した自然型レクリエーションの場（ふれあいの場）の創出を図ります。

(4) 多様な都市公園等の整備・再生

市民一人あたりの公園面積は着実に増加していますが、小規模な街区公園では施設の老朽化等により機能が発揮されていない状況等も踏まえ、地域におけるさまざまな資源を活用し、近隣住民の参画・協働による公園の整備・再生を進めます。

4)都市の安全性や魅力的な景観を作る緑の保全・管理・創出

(1) 安全を高める緑の保全・管理・創出

市街地の背景となり、市街地を分節すると共に、延焼防止機能を併せ持つ緑の保全、管理、創出を図ります。また、災害時の避難地として、公園の整備とその防災機能の充実を図ります。

津波の浸水が想定される沿岸部の市街地に隣接する丘陵樹林地については、一時避難場所や避難路等の整備について検討します。

土砂崩壊の危険性をもつ丘陵の斜面緑地を適切に管理すると共に、景観面や環境面に配慮した安全対策工事を行います。

地区ごとに避難計画、防災・減災対策を検討する協議会の設立を目指すなかで、安全を高める身近な緑の保全・管理・創出を図ります。

(2) 美しい景観を作る緑の維持・創出

樹林地の保全と適正管理を行い、丘陵地の健全な緑地景観を維持します。

景観重要建造物等と一体となった都市公園などとして、旧華頂宮邸・扇湖山荘の整備・活用に向けた取り組みを推進します。

市街地において緑豊かなまち並み景観を維持・形成すると共に、深沢地域国鉄跡地周辺地区や大船駅周辺地区では、まちづくり計画に合わせた緑化やオープンスペースの創出を推進し、新しい鎌倉の顔にふさわしい市街地景観を創出します。

5)水辺環境の保全・整備

(1) 海辺の環境保全

海岸では養浜を主体とした侵食対策が進められていますが、関係機関等と連携を図りながら、防災・減災対策と一体となって、海浜環境の保全・適正化に努めます。

また、市街地から海辺へのアクセスが容易になるように、国道134号の横断の改善等について検討します。

(2) 良好な河川環境の整備

河川の特長や周辺環境にあわせて、津波遡上への対応など安全性を確保すると共に、河川の環境整備に努めます。

6)健全な自然生態系の保全及び回復

生物の生息できる豊かな自然環境の保全及び回復を図り、自然と共生したまちづくりへ向けて山・川・海が一体となったビオトープネットワーク

クの拡大を図ります。

(1) 多様な生物の生息地としての山林や谷戸及び海浜の環境保全

山林や谷戸及び海浜などは、貴重種を始めさまざまな植物や小動物の生息地となっています。このため、これらの良好な環境の保全を図ります。

(2) 生態系に配慮した河川や海浜環境の整備

水生生物が生息できるような、自然素材による護岸整備や瀬、淵、自然河床の保全などエコロジカルな視点からの河川整備や養浜による生物の多様性の向上、自浄能力の向上を図り、生き物にとっても棲みやすい良好な環境の回復に努めます。

7) 環境に関する意識の高揚

市民も来訪者も共に楽しむことができる、鎌倉独自の自然環境資源や歴史的遺産をいかした環境教育に関わる体験的な場づくりや、環境に関わる学習を深める施設づくりを推進します。

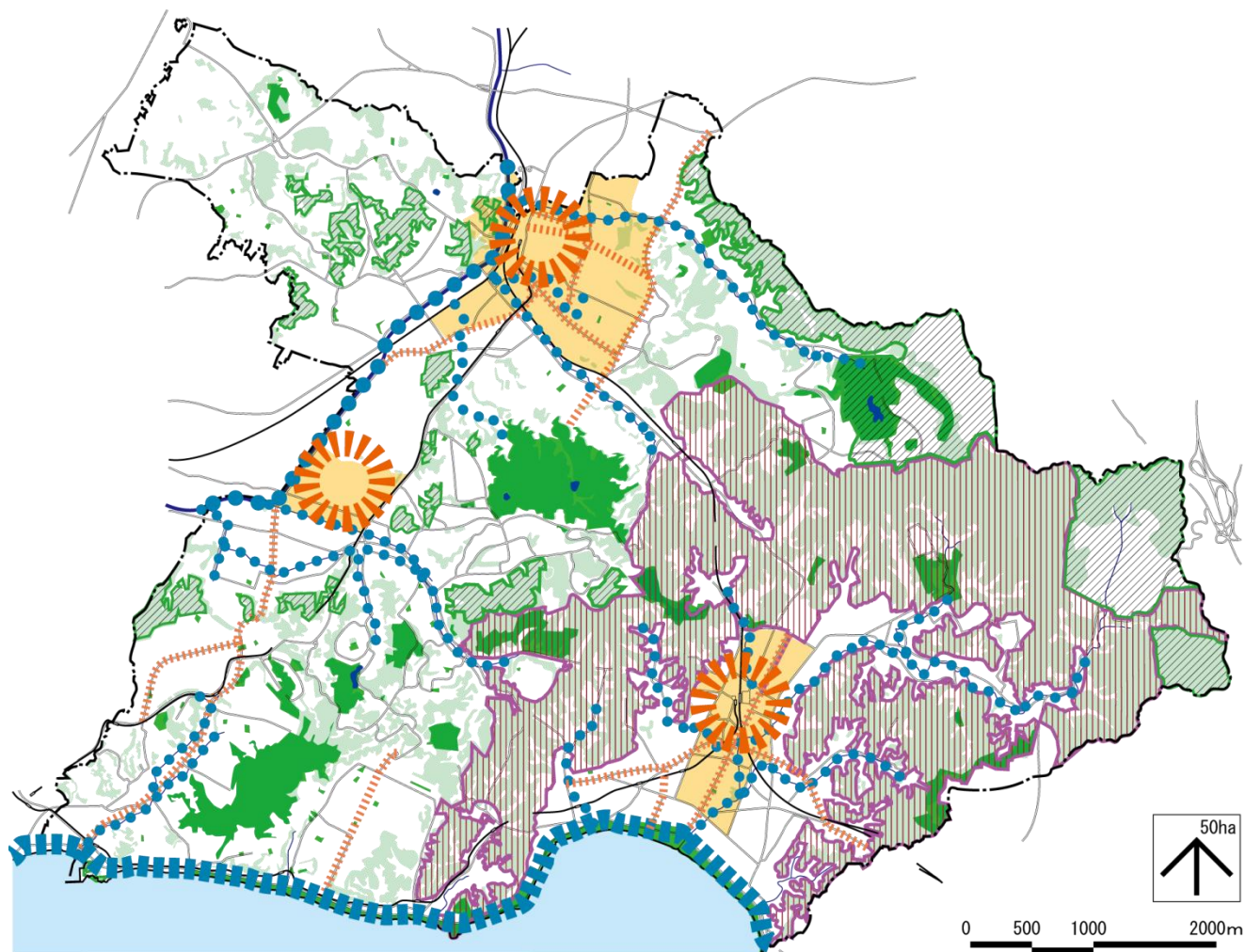
8) 緑地や河川・海岸などの適正な維持・管理

法指定された民有樹林地については、国・県・市がそれぞれに地域制緑地を指定していることから、国・県・市の適正な役割分担の下に適切な維持保全を図ります。また、災害の恐れがある箇所については、県・市の防災関連事業とも連携を図ります。

鎌倉独自の自然環境（山、川、海）の適切な状態での維持と環境学習の観点やレクリエーション的要素も含めて、関係する自治体と、地域住民、NPO・ボランティア、企業（開発事業者を含む）などの多様な主体が効果的に連携することによって緑地管理が一層進むような仕組みづくり（財源を含む）を確立します。

特に荒廃した山林については、災害面に配慮し、里山の緑への積極的な転換を進めます。

図 自然環境の保全・回復の方針



- 古都保存法の適用・拡大
- 古都保存法以外の法の適用・拡大
- 都市公園等の緑の保全・創出

- 緑の保全
- 緑化重点地区
- 水環境を含めた緑の保全

緑のネットワークの創出

- 河川沿いの緑化
- 海沿いの緑化
- 幹線道路等の緑化
- まちづくり計画に合わせた緑の創出